

議 事 録

会議の名称	平成30年第3回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年2月26日(月) 午後2時から 午後3時25分まで
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター レクチャールーム4F
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第9号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第10号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>(4) 第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 第12号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について</li> <li>(6) 第13号議案 本庄市都市計画審議会委員の推薦について</li> <li>(7) 第14号議案 本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について</li> <li>(8) 第15号議案 本庄市有機100倍運動推進協議会委員の推薦について</li> <li>(9) 第16号議案 本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について</li> <li>(10) 第17号議案 本庄市人・農地プラン検討会委員の推薦について</li> <li>(11) 第18号議案 本庄市環境審議会委員の推薦について</li> <li>(12) 第19号議案 総検校埜保己一遺徳顕彰会理事の推薦について</li> <li>(13) 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(14) 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(15) 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(16) 報告第7号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(17) 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>

配付資料	1 平成30年第3回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第3回本庄市農業委員会総会議案 3 農地利用最適化推進委員の役割等について 4 農業委員・農地利用最適化推進委員名簿 5 平成30年第3回総会 事務局連絡事項 6 農地利用最適化推進委員ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のお祝いについて
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。不慣れでございますが、この3年間皆さまと一緒に頑張りたいと思っております。では平成30年第3回本庄市農業委員会総会を開会します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>先ほどは、委嘱状の交付お疲れ様でした。本日、初めて総会に出席される方におかれましては、この総会も皆さんの仕事ですので、勉強していただきながら、段々慣れていただければと思います。また、農政課より、人農地プランの検討会等のお知らせが届いていると思いますが、このようなところへ積極的に出席していただきたいと思っております。例えば、国の経営体育成条件整備事業において、人・農地プランで位置づけられた中心的経営体になってることが条件になっているということもありますので、まだ人・農地プランの今後の地域の中心となる経営体に入っていない方は申請等検討いただきたいと思っております。</p> <p>人・農地プラン検討会は、来月9日に児玉地区は午後1時半より児玉営農経済センターで、また本庄地区は午後3時半より本庄営農経済センターで行われますので、ぜひその時は出席していただければ幸いです。では、総会を始めます。よろしくお願いいたします。</p>

事務局長	<p>本日、午後1時30分から農地利用最適化推進委員へ委嘱状が交付され、本庄市にはじめて25名の推進委員が誕生いたしました。ここで、推進委員さんの役割や活動内容、総会出席などの取扱いについて、ご説明いたしますので、お手元に配付してあります資料、農地利用最適化推進委員の役割等についてをご覧ください。農業委員会法第17条第3項では、推進委員は、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うこと、同条第4項では、農地等の利用の最適化の推進指針に従って活動しなければならないこと、同条第5項では、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めなければならないことが規定されています。また、法第29条第1項では、総会は、推進委員に対し、いつでも、その活動について報告を求めることができること、同条第2項では、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会の会議に出席して意見を述べることができると規定されています。さらに、本庄市農業委員会では、改正農業委員会法が施行されてから、旧農業委員さんの任期満了まで、新体制移行に向けて全農業委員調整会議において、様々な調整方針を協議し、決定してまいりました。それらのうち、推進委員の報酬や総会への出席、活動内容の調整方針が協議・決定され、その内容としては、推進委員も総会に出席してもらい、担当区域内の農地利用の最適化の推進について、意見を述べてもらったり、報告してもらうこととし、報酬額も農業委員と同額に設定し、慣例行事にも農業委員と同様に参加することに決定しました。したがって、農業委員会法では、推進委員の総会への出席は義務付けられていないものの本庄市農業委員会としての決定に基づいて、総会へ出席いただくものとなっております。</p> <p>今回の総会は、農業委員さんと推進委員さんが初めて顔合わせすることとなることから、みなさんから自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介については、別紙の農業委員・農地利用最適化推進委員名簿を参照いただきながら、地区順により、本庄地区から名簿順で自己紹介をお願いしたいと思います。本庄地区からお願いをいたします。</p>
細野会長代理	本庄地区の細野です。よろしくお願いいたします。
細野推進委員	本庄地区の細野林之助です。よろしくお願いいたします。
吉岡推進委員	本庄地区の吉岡です。よろしくお願いいたします。
小川委員	藤田地区の小川です。よろしくお願いいたします。
内田推進委員	藤田地区の内田です。よろしくお願いいたします。
齊藤好幸推進委員	藤田地区の齊藤です。よろしくお願いいたします。
前原委員	藤田地区の前原です。よろしくお願いいたします。

久米推進委員	藤田地区の久米と言います。よろしくお願ひします。
茂木伸夫委員	仁手地区の茂木伸夫です。よろしくお願ひします。
福島一推進委員	仁手地区の福島と申します。よろしくお願ひします。
坂上委員	仁手地区の坂上佳久と申します。よろしくお願ひいたします。
八木推進委員	仁手地区の推進員の八木と申します。よろしくお願ひします。
塩原委員	旭地区の塩原です。よろしくお願ひします。
戸塚推進委員	旭地区の戸塚です。よろしくお願ひします。
茂木悟委員	旭地区の茂木です。よろしくお願ひします。
亀田推進委員	旭地区の推進員の亀田です。よろしくお願ひいたします。
立石委員	北泉地区の農業委員の立石と申します。よろしくお願ひします。
飯島推進委員	同じく北泉の推進員の飯島です。よろしくお願ひします。
浅見委員	北泉地区の浅見です。よろしくお願ひします。
鯨井推進委員	北泉地区で推進員の鯨井です。よろしくお願ひします。
鈴木委員	北泉地区の鈴木広子です。よろしくお願ひいたします。
笠原推進委員	北泉地区の推進員の笠原です。よろしくお願ひいたします。
宮部委員	児玉地区の農業委員の宮部です。よろしくお願ひします。
田島推進委員	児玉地区の推進員の田島です。よろしくお願ひします。
永尾委員	児玉地区の農業委員の永尾と申します。よろしくお願ひします。
武政推進委員	児玉地区の推進員の武政です。よろしくお願ひします。
田端会長	児玉の金屋地区の田端講一です。よろしくお願ひします。
倉林永次推進委員	金屋地区の推進員の倉林です。よろしくお願ひします。
清水委員	金屋地区の農業委員の清水と申します。昔懐かしい人等もいるので心強いです。よろしくお願ひします。
奥原推進委員	金屋地区の推進員の奥原です。宜しくお願ひします。
吉田委員	金屋地区の吉田です。私は、金屋地区ですけれども、農協からの推薦を受けて参っております。よろしくお願ひします。
鈴木推進委員	金屋地区の鈴木良美です。よろしくお願ひします。
福田委員	秋平地区の福田と申します。よろしくお願ひします。
清水推進委員	秋平地区の推進員の清水です。よろしくお願ひします。
福島清次推進委員	秋平地区の推進員の福島です。よろしくお願ひします。
間正推進委員	秋平地区の推進員の間正です。よろしくお願ひします。
坂本委員	本泉地区の農業委員の坂本静枝と申します。よろしくお願ひいたします。

倉林正推進委員	本泉地区推進委員の倉林正です。よろしくお願いします。
木村推進委員	同じく本泉地区の推進委員の木村です。よろしくお願いします。
坂爪委員	共和地区の農業委員の坂爪です。よろしくお願いします。
黒沢推進委員	共和地区推進委員、黒沢です。よろしくお願いします。
新井推進委員	共和地区推進委員の新井です。よろしくお願いします。
池田委員	共和地区農業委員の池田です。よろしくお願いします。
斉藤勇推進委員	共和地区推進委員の斉藤でございます。よろしくお願いします。
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>平成28年4月から事務局長を仰せつかっております飯塚正英と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
局長補佐	平成29年4月よりこちらでお世話になっております、局長補佐の高山と申します。よろしくお願いいたします。
中村主査	平成27年4月より農業委員会事務局にお世話になっております、主査の中村真敏です。よろしくお願いします。
津久井専門員	平成29年4月から仕事させていただいております、専門員の津久井伊久弥と申します。よろしくお願いします。
古澤主査	古澤と申します。普段は児玉総合支所環境産業課におります。よろしくお願いいたします。
事務局長	<p>以上が事務局職員の自己紹介でございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員19名中全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は4番茂木伸夫委員及び5番坂上委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の中村主査を指名いたします。</p>

	<p>次に、議事日程 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案 1 2 件及び報告 5 件であります。</p> <p>まず、第 8 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第 8 号議案を説明いたしますので、議案書 1 ページをご覧ください。第 8 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第 3 条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。申請内容については、2 ページをご覧ください。申請件数は、売買による所有権移転 1 件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第 3 条第 2 項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が 5 0 a 以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号 1 を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の田 1 筆及び畑 1 筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、浅見委員でございます。なお、2 筆の申請地位置図は、3 ページ及び 4 ページを参照ください。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第 3 条第 2 項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号 1 について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	<p>9 番浅見が報告させていただきます。2 月 2 0 日午後 5 時頃、受人である ○○さんから聞き取りを行い、2 月 2 0 日から 2 3 日にかけて所有農地の確認をしました。まず、申請地ですが、3 ページの地図をご覧ください。3-1-1 の地図ですが、○○○○○○の○○○○○○○○という会社の 800m 位東のところに申請地はあります。周りは田んぼとなっております。次に 4 ページの 3-1-2 の地図をご覧ください。周りは畑となっております。高速道路の信号から西へ 300m 位のところに申請地はあります。この農地は、</p>

	<p>もとの所有者の相続人が耕作不能のため、埼玉県農林公社を介して申請人が農地を受けることになったそうです。次に、受人の状況についてですが、受人の年齢は75才ですが健康状態は良好です。耕作は本人、妻、娘の3人で行っていきまして、1人あたり年間300日従事することになっています。主な作付品目等ですが、水稻3.2ヘクタール、麦4.7ヘクタール、ブロッコリー1ヘクタールを作付けしており、申請地においても、同品目の作付けを行う予定です。また、農業機材等の確認をしたところ、トラクター2台、管理機2台、田植え機1台、防除機1台、乾燥機2台を所有しており、受人の経営力についての生産性は適当であると判断しました。なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地で保全管理がされておりました。いつでも作付けできる状況であり、周辺農地への支障の恐れもありませんでした。また、農地台帳により、申請地を含めて462アールの耕作面積であったことから、下限面積要件を満たしていることを確認しました。以上のことから、3条の権利移動の基準を満たしており、受人が農業経営を拡大していこうという決意があると認められましたので、許可が適当であると判断しました。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第9号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第9号議案を説明いたしますので、5ページをご覧ください。第9号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。計画内容については、6ページ及び7ページをご覧ください。今回の申請件数は、11件です。田2筆及び畑17筆の面積合計28,091㎡の利用権設定でございます。</p>

	<p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、14番清水委員及び19番池田委員につきましては、利用権の設定等を受ける者として、本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(清水委員及び池田委員 退席)</p> <p>第9号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第9号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第9号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。清水委員 及び 池田委員の復席をお願いします。</p> <p>(清水委員及び池田委員 復席)</p> <p>次に、第10号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第10号議案を説明いたしますので、8ページをご覧ください。第10号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>申請内容については、9ページをご覧ください。申請件数は、1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由は、太陽光発電施設設置工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、10ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私田端から報告いたします。10ページの地図をご覧ください。場所は児玉の〇〇〇〇〇沿いにあります。隣に〇〇〇があります。現地確認は2月23日の午前10時頃です。申請者本人に聞き取りに伺いました。本人より高齢のために農地として維持し、耕作していくのは大変だということでした。また申請地は日当たりが良いので太陽光発電の経営をしたいとのことで申請されました。農地等の分断等は道路で自然に分断されておりますので、農地の集団性に支障はないものと思われま。農道や水路等につきましても、離れておりますので支障はないと思いま。その他の判断項目につきましても、私の目から見て支障ないと思いま。</p> <p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第11号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願いま。</p>
事務局長	<p>第11号議案を説明いたしますので、11ページをご覧ください。第11号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものがございます。本日提出、会長。</p>

	申請内容については、12ページをご覧ください。申請件数は、7件で、所有権移転1件、賃借権4件及び使用貸借権2件でございます。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	9番浅見より報告させていただきます。13ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北西に約1kmの〇〇〇〇〇〇脇にあり、周辺は宅地化が進み農地と宅地が混在している地域にあります。去る2月22日に、受人の妻の父である渡人に聞き取りを行うとともに現地を確認いたしました。申請人は現在、藤岡市に借家住まいをしており、近く子供も生まれる予定で、将来を考え自己用住宅を建築したいということから、妻の実家にも近い義父の所有地を借り受けできることとなったため、今回の申請に至ったものです。申請地は住宅地に隣接しており、農地を分断し農地の集団性に支障をきたしたり、周辺農地への日照や、道水路に支障を及ぼすことは特にないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可相当として県知事に</p>

	<p>意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-2については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部です。確認日時が2月24日です。申請地は第1種低層住居専用地域で、周りは住宅街です。転用の目的は、受人は現在アパートに住んでおり、子供の出産を機に持ち家に住みたいとのことで、今回の場所で建設を考えているとのことです。以上です。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書</p>

	<p>類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p>
議長	<p>整理番号3について、私田端から報告いたします。</p> <p>これは以前に本庄市農業委員会を通ったのですけれども、申請人が死亡なされまして、その関係上相続した奥さんが今回申請されたものです。2月23日午前9時頃、関係人に伺いました。場所は15ページの地図をご覧ください。〇〇〇〇〇のすぐ隣であり、元々田だったのですがしばらく耕作していない田んぼでありました。申請された父が亡くなり、奥さんが1人になり、また病弱のため田を耕作できない状況で、沼地で田ができない面もあり、日当たりが良いため、太陽光発電施設用地にするのが良いと考えたそうです。</p> <p>隣地とも水路で離れており、私も隣を借りているので良く知っておりますが、集団性に支障はなく、周辺農地も私も含め耕作できており、支障はないと思いますので、皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、花卉販売施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、永尾委員の報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>12番永尾よりご説明させていただきます。16ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から東へ約150メートルのところであり、西側の道路から西は用途地域となっております。また、申請地には、かつ</p>

	<p>て農業に使用されていた〇〇〇〇及び〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇があり、周辺は宅地化が進んでおります。2月21日午後1時40分頃、現地確認並びに受人の妻の母親から聞き取りを行いました。申請者は、20年ほど花卉関連の仕事をしてきたということで、これまでの経験を活かしフラワーショップを開業したいと考えていたところ、自宅の前にある鉄骨ハウスを借りられることなり、そのハウスを再利用して花卉販売施設としたいため今回の申請となったものです。申請地周辺には他に農地はなく、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、私田端から報告いたします。17ページの地図をご覧ください。下に〇〇〇があり、〇〇〇のところですか。この傍にあるのが〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で今は〇〇〇のバイパスとなっております。この端に入ったところの斜線のある農地が申請地です。2月23日午前9時頃確認し、関係者に聞いたところ、ここの所有者は遠くに住んでいるので、こちらでなかなか耕作できないそうです。この方はもともと、〇〇〇〇の〇〇でした。耕作できないので、太陽光発電で仕事をしたいということで申請されました。この道路沿い</p>

	<p>は太陽光発電が多くできているのですが、申請地は石が多く畑として使いづらいところもあり、他の農地への支障はないので土地の有効利用ができると思います。皆さまの慎重審議よろしく願います。</p> <p>整理番号5について、ご質疑がありましたら願います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号5については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、私田端から報告いたします。先ほどの申請地の畑1つ隣の農地で、同じく賃借権で、持ち主は昔高柳で〇〇〇をやっていましたが、今は遠くに住んでおり、とても耕作できる状態ではありません。申請地は、以前は桐の木が生えておりましたが、今は更地になっており、持ち主は太陽光発電施設に貸したほうが良いと考えております。、ここも道路により分断されており他の農地への支障はありません。皆さまの慎重審議よろしく願います。</p> <p>整理番号6について、ご質疑がありましたら願います。はい、池田委員願います。</p>
池田委員	<p>19番池田です。整理番号5、6と田端会長が担当ということで、資料を受けて渡人と受人に確認するのですが、その方が遠い方ですと、具体的には現地確認と農業委員会のデータ等を確認していくことでの対応でよろしいでしょうか。</p>

田端会長	<p>現地確認は、やはり必要です。実はこの申請地の隣も私が借りて玉葱を作っている場所です。整理番号5の方は、〇〇〇〇で整理番号6の方は〇〇〇〇の娘さんですので、遠くに嫁いで近くにおりません。やはりいつも見ている場所なので、ここで太陽光発電施設を造っても、周りに支障がないということです。転用する人は良いのですが、転用された側、周りの農地への悪影響の有無が一番の問題点だと思っておりますので、そちらを良く見ていただければ良いと思います。</p>
池田委員	<p>それと合わせまして、田端会長は地元のことをよくご存知なのですが、委員によっては、そのような環境がよく分からない方もいらっしゃると思いますので、具体的には現地確認をして、不明な点については事務局に確認するなどして報告することでよろしいでしょうか。</p>
田端会長	<p>そうですね。おそらく現地確認を事務局は、先に行っているのですが、申請者とよく連絡が取れないときはその方が良いです。重ねて申し上げますが、転用された後、隣の農地等が影になってしまった等、後で苦情があると問題ですので、その点は配慮が必要です。これは賃借権ですので20年後は、どのようになっているのかという点はよく確認させていただいております。土地を貸しているのです、太陽光発電施設の後片付けは、どちらが責任を持つのかをある程度、よく確認しておいたほうが良いと思います。よろしいですか。</p>
池田委員	<p>はい。</p>
田端会長	<p>皆さんよろしいですか。  (はい、の声)  それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。  (異議なし、の声)  ご異議ございませんので、整理番号6については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。  次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、田畑転換による農地改良で一時転用申請になります。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-7については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可</p>

	<p>相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。さらに、本申請は、農地改良における一時転用申請ですので、農地改良等の取扱いに関する要綱第4-1 審査留意事項の13点に留意しなければならないこととなっています。農地改良を行う必要性が認められることや表土には農作物の生育に適した耕作土を原則60センチメートル以上を確保すること、農地改良後の仕上がり面は公道と著しい段差がないことなどとなっています。申請書類を審査する限りにおいて、13点すべてで留意されているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部です。確認日時は2月25日午前10時頃です。受人の家族に話を伺いました。申請地は、〇〇〇〇〇から500m位西に入ったところにあり、ひどく凹凸があり、田んぼができるようなところではなく、泥を入れて畑に直して作物を作るとのことでした。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号7については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第12号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第12号議案を説明いたしますので、20ページをご覧ください。第12号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の4第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書及び農用地区域編入同意書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会にて審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当</p>

該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。

申出内容については、別冊の1ページから3ページまでをご覧ください。農用地区域からの除外案件4件、用途区分の変更案件2件及び農用地区域への編入案件1件となっています。農用地区域の除外については、本庄市のすべての農用地が国営神流川かんぱい事業の受益地となっていることから、平成26年度から8年間は、原則、除外が認められなくなりましたが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準にしたがって、例外的に認めることとなっておりまして、今回の申出については、この例外に該当する分家住宅1件、住宅敷地拡張2件及び墓地敷地拡張1件となっておりまして、いずれの場所も農地の縁辺部や集落に接するなど、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると認められます。用途区分の変更2件については、農地から2件とも農業用施設用地へ変更するもので、農振法上の軽微な変更該当するものです。

農用地区域への編入1件については、農家住宅により農用地区域から除外されたのち、交換により所有権移転がなされ、その後は、申請者が農地として耕作し続けていた農地を農用地区域に編入するものです。今回の事案番号3及び5の申請にあたり確認なされたものとなっています。

申出内容の詳細を説明します。まず、事案番号1を説明いたしますので、5ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、沼和田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。6ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条及び都市計画法第29条の許可となっております。9ページが位置図、10ページが付近案内図となります。土地所有者の所有農地のうち、当該土地が一番農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われま。なお、13ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2を説明いたしますので、15ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、住宅敷地の拡張です。16ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地

に関する土地基盤整備事業等の概要は、本庄北部及び上里幹線土地改良区となっております。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。18ページが位置図、19ページが付近案内図となります。この土地は、昭和61年の土地改良事業で換地された際に、農地の地目のまま住宅地に付けられたものと思われます。このような状況から、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われれます。なお、21ページ及び22ページが公図の写しとなります。

次に、事案番号3を説明いたしますので、25ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、田中地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅建設用地への進入路の確保です。26ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関する土地基盤整備事業等の概要は、本庄北部及び上里幹線土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条及び都市計画法第29条の許可となっております。28ページが位置図、29ページが付近案内図、32ページが事業計画図となります。この土地は、申請者の配偶者の実家敷地内に、こちらは白地農地になりますが、分家住宅の建設にあたり、既存住宅と分家住宅の2軒分の進入路を確保するものです。このような状況から、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われれます。

次に、事案番号4を説明いたしますので、35ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、墓地敷地の拡張です。36ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関する土地基盤整備事業等の概要は、生野土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第4条の許可となっております。39ページが位置図、40ページが付近案内図、43ページが事業計画図となります。この土地は、昭和61年の土地改良事業で換地される以前から墓地として土地利用され、当該土地改良区域に含めて換地されたものです。また、当該土地は土地改良賦課金の対象となっていない状況です。土地改良時に墓地を農用地区域に含めたのは不適切だったものと思われれます。このような状況から、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われれます。

次に、事案番号5を説明いたしますので、45ページをご覧ください。土地

	<p>所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、田中地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、農業用物置の建設です。46ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、本庄北部及び上里幹線土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、該当なしです。48ページが位置図、49ページが付近案内図、50ページが農用地区域図、52ページが事業計画図となります。農用地区域の農地から農業用施設用地への用途変更については、農振法上の軽微な変更該当するものと思われま。</p> <p>次に、事案番号6を説明いたしますので、55ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、農業用倉庫の建設です。56ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、金屋土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっています。58ページが位置図、59ページが付近案内図、60ページが農用地区域図、62ページが事業計画図となります。農用地区域の農地から農業用施設用地への用途変更については、農振法上の軽微な変更該当するものと思われま。</p> <p>次に、事案番号7を説明いたしますので、65ページをご覧ください。こちらが、農用地区域編入同意書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、田中地内の田1筆、面積は記載のとおりです。編入理由は、農用地として利用したいためとなっています。67ページが付近案内図、68ページが農用地区域図となっておりまして、丸で囲まれている申請地が現在のところ農用地区域から除外されて白地になっていることがお分かりかと思ひます。この土地は、平成6年に農家住宅建設のために農用地区域から除外され、その後、農家住宅は建設されずに、平成19年に申請者が交換により取得した農地であり、申請者取得後は、農地として利用して現在に至っております。このように、農用地区域内の農地であったもので、現在も耕作の目的に供している優良農地であることや土地改良区域内農地であることから、農用地区域内農地への編入は、適当であろうと思われま。以上で本議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第12号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。第12号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第12号議案については、原案のとおり変更することに本庄市農業委員会は同意いたしました。</p> <p>次に、第13号議案本庄市都市計画審議会委員の推薦についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第13号議案を説明いたしますので、21ページをご覧ください。第13号議案本庄市都市計画審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市都市計画審議会会長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市都市計画審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第13号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第13号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第13号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第14号議案本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第14号議案を説明いたしますので、22ページをご覧ください。第14号議案本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市農業振興整備促進審議会会長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市農業振興整備促進審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>

議長	<p>第14号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第14号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第14号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第15号議案本庄市有機100倍運動推進協議会委員の推薦についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第15号議案を説明いたしますので、24ページをご覧ください。第15号議案本庄市有機100倍運動推進協議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市有機100倍運動推進協議会会長からの推薦依頼に伴い、農業委員1名を推薦したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市有機100倍運動推進協議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第15号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第15号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第15号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第16号議案本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第16号議案を説明いたしますので、25ページをご覧ください。第16号議案本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市鳥獣被害防止対策協議会会長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市鳥獣被害防止対策協議会委員として推薦したいので、議決を求めるもの</p>

	<p>でございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第16号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第16号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第16号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第17号議案本庄市人・農地プラン検討会委員の推薦についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第17号議案を説明いたしますので、26ページをご覧ください。第17号議案本庄市人・農地プラン検討会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市人・農地プラン検討会会長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市人・農地プラン検討会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第17号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第17号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第17号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第18号議案本庄市環境審議会委員の推薦についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第18号議案を説明いたしますので、28ページをご覧ください。第18号議案本庄市環境審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につ</p>

	<p>きましては、本庄市環境審議会会長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、次の者を本庄市環境審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第18号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第18号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第18号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第19号議案総検校塙保己一遺徳顕彰会理事の推薦についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第19号議案を説明いたしますので、29ページをご覧ください。第19号議案総検校塙保己一遺徳顕彰会理事の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、総検校塙保己一遺徳顕彰会会長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、次の者を塙保己一遺徳顕彰会理事として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>被推薦者は、2月10日の調整会議での協議結果を踏まえて、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第19号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第19号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第19号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p>

	まず、報告第4号を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>報告第4号を説明いたしますので、30ページをご覧ください。報告第4号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第5号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第5号を説明いたしますので、32ページをご覧ください。報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第6号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第6号を説明いたしますので、34ページをご覧ください。報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、35ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第7号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第7号を説明いたしますので、36ページをご覧ください。報告第7号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が37ページ及び38ページのと</p>

	<p>おりとなっております。農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、法人形態要件・構成員要件・事業要件・役員要件の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第8号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第8号を説明いたしますので、39ページをご覧ください。報告第8号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受領件数は、3件です。その通知内容は、40ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>次に、委員の皆さまから、その他で何かございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないので、ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局連絡事項を説明いたしますので、別紙をご覧ください。本日は、10点でございます。</p> <p>まず、1点目です。3月総会の開催予定です。3月26日(月)午後2時から本庄市役所6階大会議室で開催する予定です。</p> <p>次に、2点目です。平成29年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムについてです。3月8日(木)午後1時から砂防会館において、女性の農業委員</p>

会活動シンポジウムが女性農業委員、女性農地利用最適化推進委員及び事務局職員を対象に開催されます。講演・研修・パネルディスカッションが記載のとおり予定されています。4名の対象者のみなさんには、出欠の相談をして、28日(水)までに事務局へ連絡ください。参加費は、無料ですが、事前に出席者登録をしなければなりませんので、よろしく願いいたします。

次に、3点目です。児玉地方農業委員会連絡協議会研修会及び懇親会についてです。3月15日(木)午後3時30分から五州園で児玉地方農業委員会連絡協議会研修会が開催されます。研修内容は、農地利用の最適化について、埼玉県農業会議職員を講師として招聘し、講演いただく予定です。対象者は、児玉郡1市3町のすべての農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんです。参与として、本庄農林振興センター職員も出席します。研修会終了後に、記載のとおり懇親会を開催いたします。

次に、4点目です。農業委員・農地利用最適化推進委員の就任及び連絡先についてです。市民の皆さんへ農業委員さん推進委員さんが就任したことをお知らせするために、広報ほんじょう3月号に掲載いたします。そこには、農地や農業に関する相談がありましたら、お気軽にお電話くださいとのリード文が掲載され、地区担当・氏名・連絡先電話番号が一覧表にして、広報される予定となっておりますのでご承知置きください。

次に、5点目です。裏面をご覧ください。農地利用最適化推進委員章についてです。推進委員のお手元に配付させていただきました農地利用最適化推進委員章は、推進委員の重要な役割についての自覚と誇りを表し、身分を証するために着用していただくものです。農業委員会総会や現場活動、研修会などに着用ください。こちらは、任期中3年間ご使用いただきます。

次に、6点目です。農業委員会キャップについてです。推進委員のお手元に配付させていただきました農業委員会キャップは、農地利用の最適化を推進するため、各農家への訪問を含めた現場活動や農地パトロールの際に着用ください。こちらも、任期中3年間ご使用いただきます。

次に、7点目です。農業委員会手帳についてです。推進委員のお手元に配付させていただきました農業委員会手帳は、農業委員会等に関する法律により、「農地等に立ち入り調査等をする際は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない」と規定されていまして、農業委員会活動の際に、常に携帯していただくとともに、スケジュール管理等にもご活用いただくものとなっております。なお、この後、個人写真の撮影を行いまして、その写真を貼付した証明書を後日、お渡しいたしますので、農業委員会手帳と併せて携帯していただきますようお願いいたします。また、手帳には、

1 ページ目の農業委員会憲章や手帳後半の農業委員会法・農地法等の目的・3 条許可基準・農地所有適格法人要件・遊休農地に関する措置・転用許可基準など、是非ともご一読いただきたいと思います。

次に、8 点目です。農業委員・農地利用最適化推進委員の名刺作成についてです。農地利用の最適化の推進のため、農家からの相談や戸別訪問も予定されることから、事務局で名刺を作成したいと考えています。名刺の記載内容としては、氏名、ご自宅の住所と広報に掲載する電話番号を予定しています。3 月総会時に各自 20 枚配付しますので、不足する場合には、その都度、事務局へご連絡ください。追加で作成いたします。作成費用については、恒例により、農業委員さん推進委員さんの報酬からの積立金から支出したいと思います。

次に、9 点目です。農地利用最適化推進委員ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のお祝いについてです。推進委員のお手元に、全国農業会議所及び埼玉県農業会議からのお祝いの文書を配付させていただきました。農地利用最適化推進委員就任のお祝いと全国農業新聞の購読のお願いでございます。農業委員さんについても、みなさんから、全国農業新聞の購読にご賛同いただきましたので、推進委員のみなさんについても、是非とも全国農業新聞の購読にご協力いただきたいと思います。この新聞購読料の支払いについては、総会終了後に、農業委員会親睦会規程において、ご協議いただく予定となっております。

次に、10 点目です。その他として、田端会長の明日から 3 月末までのスケジュールを記載させていただきました。

以上で、事務局連絡事項の説明を終了いたしますが、みなさんから質問等がございましたら、挙手にて発言いただきたいと思います。

何かございますか。

(なし、の声)

ないようですので、事務局連絡事項を終わります。

以上で平成 30 年第 3 回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。

平成30年第3回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年2月26日(月)
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター レクチャールーム4F
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時25分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席	○		八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席	○	旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅史	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席			共和	黒沢 豊
	吉岡 昭	出席		新井 明夫		出席
藤田	内田 徳晃	出席				斉藤 勇

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏